



## 被告に、熊谷氏、舟山氏、地協常任委員を追加検討していることを表明！

### 津崎裁判第3回口頭弁論

新幹線関西地本の渡邊幹夫さんと小林國博さんがJR総連近畿地協津崎議長を名誉毀損で訴えた裁判（津崎裁判）の第3回口頭弁論が4月18日、大阪地裁で開廷されました。

原告は、①「JR総連近畿地方協議会第35回定期委員会の様子は、そこに出席していたJR総連の熊谷書記長によってJR総連に報告がなされ、それに基づいて東海労が組織破壊行為を行ったことが確認された。JR総連が、「津崎文書」に基づいて東海労が組織破壊行為を行ったことが確認された事実はない」と主張されていることから、熊谷書記長も被告にすることを検討している。②「津崎文書」には、11月25日に舟山守夫氏から、津崎氏に電話連絡があり、「11月21日に開催されたJR総連東海地協定期委員会で東海労静岡選出の委員からJS労結成に関して『9.8JR総連緊急声明が出たことによりJR連合に活用された、JR総連は緊急声明を撤回しろ』という趣旨のJR総連批判の発言が出た。11月26日のJR総連近畿地協定期委員会でも同様の発言が出るのが予想され、準備しておくように」と忠告を受けたと記載されている。このことから舟山氏も被告にすることを検討している。③2023年12月13日の近畿地協第1回常任委員会に参加した常任委員全員で「組織破壊行為」を確認したと主張されていることから、この地協常任委員も被告にするべきではないかという相談をしている。として、今後、新たに被告に追加する場合の手続き方法について裁判官に質問しました。

裁判官は、「被告を追加するはできるだけ早く手続きをお願いしたい」と回答しました。

弁論終了後は、新幹線関西地本主催で報告集会と懇親会を盛大に開催しました。

第4回口頭弁論は、7月4日14時30分からです。

皆さん楽しみに注目しておいて下さい。